

諏訪地方社保協

ニュース

諏訪地方社会保障推進協議会
2024年6月14日発行
10-No.8(号外)
下諏訪町矢木町214 南信勤医協内
TEL: 0266-28-3071(代)
メール: suwasyahokyo2021@skhp.or.jp
ホームページ: “諏訪社保協”で検索

訪問介護費引下げ撤回請願書

富士見町議会で採択!

3市町村議会 委員会も採択!

社保協が各市町村の6月議会に提出している訪問介護費引下げ撤回と介護報酬上げの再過程を早急に行うことを求める請願書は13日までに富士見町は本会議で全会一致採択で国への意見書提出。(裏面参照)委員会審査時点では下諏訪町(全会一致採択)、原村(採択)、茅野市(趣旨採択)と4市町村で採択の方向で動いています。(紹介議員、意見陳述者等は上記)

議会	共同請願者	紹介議員	委員会審査	審査結果	本会議	意見陳述
岡谷	南信勤医、共立福祉	早出	6/21		6/25	岩間 共立福祉会理事長、備前
諏訪	社会福祉法人こころ	井上	6/7	継続	6/14	沖島 こころ高島管理者、備前
茅野	NPO 法人福寿草	望月	6/12	趣旨採択	6/18	備前
下諏訪	南信勤医、共立福祉	松井	6/13	採択	6/19	岩間 共立福祉会理事長、大原事務局長、牛野 CM 備前
富士見	社福ひなたぼっこ	山口	6/5	採択	採択	本会議で採択、国へ意見書提出、備前
原	社福ひなたぼっこ	村田	6/10	採択	6/25	小林 ひなたぼっこ専務、岩波同 CH 副施設長、備前
広域連合					10月	未定

衆院厚労委員会で全会一致決議あがる!(6/5⇒)

信毎社説が「訪問介護の報酬 3年後待たず引上げを」!
(6/12 裏面)
請願採択の追い風に

介護・障害福祉分野の人材の確保及び定着を促進するとともにサービス提供体制を整備するための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する件

政府は、高齢者等並びに障害者及び障害児が安心して暮らすことができる社会を実現するためにこれらの者に対する介護又は障害福祉に関するサービスに従事する者(以下「介護・障害福祉従事者」という。)が重要な職責を担っていること、介護・障害福祉従事者の給与水準が他産業の給与水準と比較して低い状況にあること、我が国における賃金や物価が上昇傾向にあること等に鑑み、これらのサービスを担う優れた人材の確保及び定着をより一層促すとともにサービス提供体制を整備するため、令和六年度に行われた介護報酬及び障害福祉サービス等報酬の改定の影響について、訪問介護を始めとする介護事業者等の意見も聴きながら速やかにかつ十分に検証を行い、介護・障害福祉従事者の賃金を始めとする処遇の改善に資するための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるべきである。

右決議する。

社説

2024.6.12

訪問介護の報酬

3年後待たず引き上げを

全会一致の決議である。それだけこの問題は急を要している。

今年春の介護報酬改定で、訪問介護の基本報酬が引き下げられたことを受け、衆院厚生労働委員会が、介護・障害福祉従事者の処遇改善につながる施策の検討と必要な措置を政府に求めることを決議した。事業者らの意見を聴いて、改定の影響を速やかに検証するよう求めている。

訪問介護は介護保険の在宅サービスの柱である。にもかかわらず、低賃金のため深刻なヘルパー不足に陥っている。燃料費の高騰と物価高が追い打ちをかけ、全国で事業所の休廃止が相次いでいる。民間の調査では昨年、訪問介護事業者の倒産は、過去最多の67件に達した。今年も1〜4月で既に22件に上っている。

基本報酬の減額は、事業者の撤退に拍車をかけるだろう。厚生労働省は調査と検証を急がなくてはならない。3年後の次回改定を待たずに、基本報酬の引き上げに踏み切るべきだ。

実情を無視した霞が関の机上の計算が、現場に混乱を生んだ。

厚労省は減額の理由に、経営実態調査で訪問介護全体の利益率が良好だった点を挙げた。その後4割近くの事業所が赤字であったことが明らかになった。

事業所の立地や規模によって、利益率に差が出るのは当然だ。都市部の集合住宅に併設する事業所と、山間地に利用者宅が点在しヘルパーの移動に時間がかかる事業所を、いっしょくたに論じるところに無理があった。

ヘルパーの賃上げなどを実施した事業所への加算が設けられている。ただし一定の条件が課され、事務処理も煩雑だ。

県社会保険推進協議会が4〜5月に実施した訪問介護事業所へのアンケートからは、山間地の多い県内で、利用者を懸命に支える事業所の実態と苦悩が伝わる。

回答した213事業所のうち、報酬減額により経営状態が「悪化」または「事業継続が難しくなる」事業所が7割を超えた。「改善する」はわずか2%。減額に「納得できない」が9割を超えた。

自由記述には「そもそもの人手

が足りない」「ガソリン代が高騰し経営が苦しい」などのほか、「代わりの事業所があるならば事業をやめたい」との声もあった。厚労省は地域に根差す小規模事業所に目を凝らし、専門職であるヘルパーの声を聴いてほしい。訪問介護は地域包括ケアの要を担う。その重要性は基本報酬によって評価するのが筋である。

訪問介護費の引下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書

介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が4月から引き下げられたことに怒りと不安の声が広がっています。身体介護、生活援助など訪問介護は、独居の方をはじめ要介護者や家族の在宅生活をささえるうえで欠かせないサービスです。このままでは在宅介護が続けられず、「介護崩壊」を招きかねません。

そもそも政府は、2015年に「地域包括ケアシステム」の構築を義務付け、医療も介護も「在宅」へ誘導しました。その強烈的な報酬改定に医療介護現場は騒然となりました。家族もです。在宅で家族を看取るためには、公的な介護の力が必須です。介護施設も「在宅へ」に誘導される中、点数や算定要件をクリアし経営していけるのは大手施設経営者だけでした。そんな状況にあっても、中小事業者は「地域包括ケアシステム」の実現のために、そして在宅で看取ろうとする家族の支えとなるために「訪問介護」を必至で行って来ました。今回の改定は、医療資源に恵まれない地方の国民の状況を全く理解していないものとして強く抗議します。

以上の趣旨から、以下の項目について求めます。

- 1 訪問介護費の引下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年6月12日

内閣総理大臣 様 構成労働大臣 様 財務大臣 様

長野県富士見町議会

現行の保険証存続を 求める県民集会

講演 「マイナ保険証の廃止」

日時: 7月21日(日) 13:30 ~ 15:45

場所: JA 長野県ビル 12F オンライン配信



講師: 県出身経済ジャーナリスト 荻原 博子